

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年6月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700566号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800013号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで
昭和54年9月1日付け人事異動により、A社からB社に移籍した。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失日が昭和54年8月31日となっている。

請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、請求者から提出された組織履歴台帳及び退職金計算書から判断すると、請求者は、請求期間において継続して勤務し(昭和54年9月1日にA社からB社に移籍)、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和54年7月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答している一方、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者に係る昭和54年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700644号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800016号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、昭和59年9月1日から昭和61年12月1日までの期間、昭和62年7月1日から昭和63年7月1日までの期間、平成元年7月1日から平成4年7月1日までの期間及び同年11月1日から平成5年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和59年9月から同年11月までは9万8,000円を15万円、同年12月から昭和60年6月までは9万8,000円を16万円、同年7月から同年9月までは9万8,000円を18万円、同年10月及び同年11月は10万4,000円を15万円、同年12月から昭和61年6月までは10万4,000円を17万円、同年7月から同年9月までは10万4,000円を20万円、同年10月、同年11月及び昭和62年7月から同年9月までは11万8,000円を20万円、同年10月から昭和63年6月までは12万6,000円を22万円、平成元年7月から同年9月までは15万円を22万円、同年10月から平成2年9月までは16万円を22万円、同年10月から平成3年9月までは18万円を22万円、同年10月から平成4年6月までは19万円を22万円、同年11月から平成5年6月までは24万円を28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月1日から平成5年7月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっている。

請求期間について、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給料明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和59年9月1日から昭和61年12月1日までの期間、昭和62年7月1日から昭和63年7月1日までの期間、平成元年7月1日から平成4年7月1日までの期間及び同年11月1日から平成5年7月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、昭和59年9月1日から昭和61年12月1日までの期間、昭和62年7月1日から昭和63年7月1日までの期間、平成元年7月1日から平成4年7月1日までの期間及び同年11月1日から平成5年7月1日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和59年9月から同年11月までの期間は15万円、同年12月から昭和60年6月までの期間は16万円、同年7月から同年9月までの期間は18万円、同年10月及び同年11月は15万円、同年12月から昭和61年6月までの期間は17万円、同年7月から同年11月までの期間及び昭和62年7月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から昭和63年6月までの期間及び平成元年7月から平成4年6月までの期間は22万円、同年11月から平成5年6月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該標準報酬月額に係る届出及び保険料納付を行ったか否か不明と回答しているものの、前述の給料明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和61年12月1日から昭和62年7月1日までの期間、昭和63年7月1日から平成元年7月1日までの期間及び平成4年7月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700479号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年7月1日まで

請求期間については、平成3年3月に、A社の専務から、銀行から人が来るので、3月一杯で退職してほしいと言われたが、有給休暇が残っていたので、有給休暇と解雇予告手当相当分を含めた同年6月30日まで給与を支払うという同社の提案を受け入れ、同日付で離職することです承した。

その後、ねんきん特別便において、A社における厚生年金保険被保険者期間が平成3年2月までと記録されていたので、保管していた当時の支給明細書を見ると、同年3月分の支給明細書が2枚あり、いずれの支給明細書にも厚生年金保険料の控除額が記載されている。

平成3年3月分の支給明細書2枚のうち、1枚は同年4月分の支給明細書であり、雇用保険の記録におけるA社の離職日が同年6月30日と記録されているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが前提とされているところ、A社は、請求者の同社における退職日等について、「資料がなく不明。」と回答しており、事業所から請求者の請求期間における勤務及び在籍を確認できず、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否か確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した者に照会し、回答のあった者のうち17人が請求者を記憶していたものの、当該17人の回答からは、請求者の請求期間に係る具体的な勤務実態について、確認することができなかった。

さらに、請求者は、昭和58年7月分から平成3年3月分まで(平成3年3月分のみ2枚)の支給明細書を提出し、2枚の平成3年3月分支給明細書のうち、1枚の支給明細書が同年4月分支給明細書であると主張しているが、A社の回答、請求期間当時の同社における給与事務及び社会保険事務の担当者であったとする者の陳述並びに請求者の妻が所持していたとする同年1月28日から同年9月1日までの家計簿からは、同年3月分支給明細書のうちの1枚が同年4月分支給明細書であったと推認することができず、請求者から提出の就業規則等から請求期間に係る同年3月16日以降の給与の支払を確認できない上、請求期間に係る勤務及び在籍をうかがうこともできない。

加えて、B厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員資格喪失届及びC国民健康保険組合の回

答によると、請求者のA社に係るそれぞれの資格喪失年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と一致している上、請求者提出の前述の支給明細書及び家計簿、平成3年5月14日にD市が発行した平成3年度国民健康保険料決定書及び同年度の5月分から9月分までの国民健康保険料領収証書並びにオンライン記録における請求者の特別支給の老齢厚生年金に係る記録及び請求者の妻の国民年金に係る記録からは、請求者が請求期間において、A社に在籍していたこと及び厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態であったことはうかがえない。

このほか、請求者が請求期間において、A社に在籍していたこと及び厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態であったことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700587号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB法人における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月1日から昭和54年11月1日まで
② 昭和54年11月1日から昭和56年7月1日まで

請求期間①及び②について、C職場にD職種として勤務し、A社及びB法人において厚生年金保険被保険者となっていたが、当該期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与総支給額よりも低く記録されているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額を見直しを希望する。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、C職場に勤務し、事業主が同一人であるA社及びB法人において厚生年金保険に加入していたとしているところ、当該期間において同社の代表取締役かつ同法人の理事であった者は既に死亡しており、同人から請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間①について、A社は、当時と現在の経営者が違い、あまりにも古い内容で記録がない旨回答している上、同社における請求期間①当時の取締役かつ事務担当者からは回答が得られないことから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求期間②について、B法人は、40年程経過しており資料を見付けることができず、当時の状況は不明である旨回答している上、同法人における請求期間②当時の事務担当者であり、現在の理事長は、請求者についてかすかに記憶している程度で具体的には不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、請求期間①又は②の頃に、A社又はB法人における厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が判明した者に照会し、22人から回答を得られたが、両事業所における自身の給与明細書を保管している者はおらず、当該期間当時の両事業所の従業員の資料から、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除の状況について、確認又は推認することができない。

また、請求者のA社及びB法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、当該被保険者原票において、標準報酬月額の記録が見直された事蹟はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。